

【宿泊税の制度方針等に関する説明会でのご質問およびご意見】

- ①令和8年7月22日(水)西川アイプラザ 5階多目的ホール
②令和8年7月23日(木)岡山ふれあいセンター 1階大ホール

No.	ご質問およびご意見	岡山市の回答(※当日お答えした内容を一部補足して記載しています。)
1	宿泊税の導入はいつですか？以前の説明で、宿泊業者の準備期間は半年間あるというスケジュールに変わりはないのでしょうか？	令和9年度中の導入を目指していますが、導入時期はまだはっきりと決まっていません。参考として、先行自治体では宿泊税条例が議会で可決されてから、おおむね1年後に導入されている例が多いです。
2	宿泊業者側の負担が軽くなるような制度を希望します。	宿泊事業者様の徴収事務の負担軽減に配慮し、課税要件を1人1泊200円、免税点・課税免除の設定なしとしているところです。また、宿泊事業者様の負担軽減に資するよう、助成制度を設ける予定です。特別徴収交付金については、多くの先行自治体において、基本交付率を2.5%とし、導入から数年間は、さらに0.5%を上乗せされています。また、レジシステム補助金については、多くの先行自治体で、上限50万円、補助率1/2とされています。本市においても、先行自治体の制度を参考に、検討したいと考えています。
3	宿泊税がどのように使用されているかを明確に示してほしいですが、どのような方法で示してもらえますか？	宿泊税の使い道については、ウェブサイトに掲載して公表するのか、パンフレットのように手に取っていただける形にするのかは決まっておりませんが、皆様に分かる形で毎年公表していきたいと考えております。
4	使途について、外国人材の受け入れ促進とありますが、業種の許可によっては、外国人材の雇用ができない事業所もあることを考慮してほしい。	(説明会資料に記載している)使途については、例として記載しています。様々な宿泊事業者様にメリットが及ぶよう、今後、検討します。
5	観光以外で来られた方の理解が得られないのではないのでしょうか。	宿泊事業者様にご迷惑がかからないように、宿泊税がかかることについては事前に周知を行います。また、宿泊者に説明しやすいように、ポスターやポップなど広報物についても宿泊事業者様に配布する予定です。
6	システム整備費助成について、施設の規模の大小にかかわらず申請できますか。	施設の規模の大小にかかわらず申請していただけるように現時点では考えております。
7	システム整備費助成について、(風営適正化法の)4号営業でも申請できますか。	旅館業法に規定する営業者、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業者の方に特別徴収義務者になっていただきます。その中には(風営適正化法の)4号営業も含まれるため、申請していただけるように現時点では考えております。
8	休憩の場合も宿泊税がかかりますか。	宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為を言いますが、宿泊税においては原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。 ・その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの ・上記以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの
9	宿泊税を取る人の年齢制限はありますか。添い寝の子供からも取るのでしょうか。	宿泊税等検討委員会において、宿泊事業者の事務負担軽減のため制度の簡素化を重視し、免税点や課税免除などの非課税事項は設けない方向性が示されました。 このことから、宿泊者の年齢に関わらず、宿泊数に応じて宿泊税を課すこととしました。幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代がかかる場合は宿泊税の課税対象となりますが、宿泊料金のかからない添い寝の場合、宿泊税は課税されません。

【宿泊税の制度方針等に関する説明会でのご質問およびご意見】

- ①令和8年7月22日(水)西川アイプラザ 5階多目的ホール
②令和8年7月23日(木)岡山ふれあいセンター 1階大ホール

No.	ご質問およびご意見	岡山市の回答(※当日お答えした内容を一部補足して記載しています。)
10	研修やスポーツなど観光以外で来られた方に対しても宿泊税を取るのでしょうか。	観光以外で来られた方も一律で宿泊税を徴収いただくように考えております。理由としては、宿泊事業者の方が現場でご判断をいただくとか、何か書類を確認するとか、そういったことがないシンプルな制度でスタートしたいと考えており、宿泊者が受ける行政サービスは、研修やスポーツなど観光以外で来られた方も変わらないため公平性の確保の観点からも一律定額の課税としております。
11	ホテルが招待した客にも宿泊税は課税されるのでしょうか？	宿泊施設の経営者自らのサービスで割引(無料)が行われた場合は、割引後の料金を宿泊料金とするため、宿泊税は非課税となります。それ以外(宿泊予約サイトのポイント利用や懸賞による招待等)で割引が行われた場合(いわゆる第三者割引)は、割引前の料金を宿泊料金としますので、宿泊税の課税対象となります。
11-1	(質問11について)課税されなくても、宿泊者リストに記載されるので、未納が発生しているようにみえるのではないのでしょうか？	申告の際には、課税対象と課税対象外の宿泊数を分けて記載していただくようになっています。
12	外国大使の宿泊は宿泊税の課税の対象となりますか。	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課税対象としないこととなっています。具体的な取り扱い等については、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税免除の取扱いについて」(消費税法基本通達)に準ずることになります。
13	税を納めるとき、「一定の要件を満たす場合は、3か月ごとの申告納付が可能」とありますが、一定の要件の金額は決まっていますか。	まだ決まっていません。
14	税を納めるとき、宿泊税導入後の最初の1年間は毎月納付ということでしょうか。	導入して最初の3か月を経過した後であれば、一定の要件を満たす場合は、3か月ごとの申告納付が可能となります。
15	宿泊をキャンセルし、キャンセル料が発生している場合、宿泊税はどうなりますか？	キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は、宿泊税は課税されません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、宿泊税の課税対象となります。
15-1	(質問15について)違約金とするかどうかの判断は事業者側でしたらいいのでしょうか？	はい。
16	お客様が宿泊税の支払いを拒否した場合、どうなるのですか？	市に宿泊税相当額を納入したうえで、特別徴収義務者である宿泊事業者が納税を拒否をした宿泊者に求償することになります。(地方税法第733条の15 第2項、第3項)
16-1	(質問16について)罰則はあるのでしょうか？罰則があるなら手引きに記載しないとトラブルになると思います。	地方税法上、宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合は罰則が設けられていませんが、宿泊事業者が特別徴収をしなかった場合は罰則が設けられています。(地方税法第733条の21第2項等)。罰則があることを「徴収事務の手引き」に記載することを検討します。

【宿泊税の制度方針等に関する説明会でのご質問およびご意見】

- ①令和8年7月22日(水)西川アイプラザ 5階多目的ホール
②令和8年7月23日(木)岡山ふれあいセンター 1階大ホール

No.	ご質問およびご意見	岡山市の回答(※当日お答えした内容を一部補足して記載しています。)
17	領収書と請求書はどのように記載したらいいですか？	宿泊税は消費税の課税標準である課税資産の対価には含まれません。領収書に宿泊税の記載がない場合は、宿泊税を含んだ金額が消費税の課税標準となってしまうため、領収書等には宿泊税の名称及びその額を記載するようお願いします。 なお、日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」となり、名称とその額は手書きしていただいても結構です。
18	事前決裁システムを使用すると、宿泊税を含めた料金が決済されても、領収書に記載されないのではないのでしょうか。	宿泊予約システム(OTA)によって仕様が異なると思われます。
18-1	(質問18について)その場合、ホテル側が宿泊税を負担しているということにしてもよいのでしょうか？	宿泊税は宿泊者に課税されるものなので、ホテル側で負担することにはできません。
18-2	(質問18-1について)先行自治体でそのような事例(ホテル側が負担)はありますか？	把握していません。
19	予約サイトは手数料が取られるので、宿泊税200円を宿泊価格に上乗せしてもいいですか？	宿泊税200円を宿泊料金に含めて徴収することは可能です。その場合は、領収書に宿泊税200円が含まれる旨を記載することが必要です。
20	全宿泊施設からきちんと徴収してほしい。	適正な徴収がなされるよう、申告内容と帳簿・書類の照合確認のため定期的に調査を行うことを検討しています。
21	納付方法を簡単にしてほしい。eLTAXはやりにくいと聞いたことがあります。	他都市の例を参考に検討します。